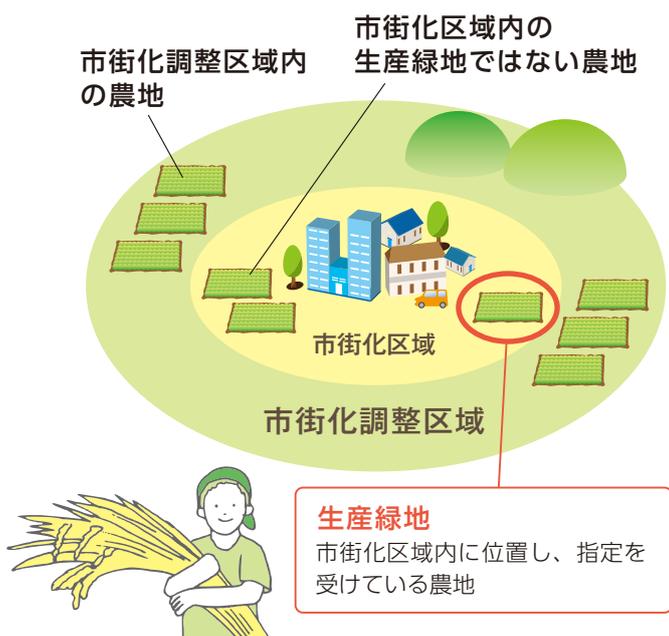


身近な農地を守る、生産緑地制度

平成3年に生産緑地法が改正された当時、農地から宅地への転用が積極的に進められていました。一方で、良好な都市環境を形成していくことも課題であり、緑地機能や防災機能などを持つ市街化区域内の農地については、より計画的な保全が求められました。そこで、本市では平成4年に生産緑地制度を開始し、市街化区域内の農地を保全しています。



生産緑地とは、市街化区域内の農地で、都市の環境を良くするために、**計画的に農地を保全することを目的とした制度**です。生産緑地に指定されると、原則30年間は農地として適正に管理しなければなりません。

生産緑地の指定を受けるための要件

- ✓ 公道に接している農地であること
- ✓ 同一権利者が所有する300㎡以上の一団の農地であること
- ✓ 主たる従事者の年齢が70歳以上の場合は、70歳未満の後継者がいること など

生産緑地の指定を受けることによるメリット

- 固定資産税、都市計画税の優遇措置が受けられます

	固定資産税と都市計画税を合計した税額（年間）
生産緑地	約 1,000 円
市街化区域内の生産緑地ではない農地	約 108,000 円

参考）令和4年度の農地（畑）の1,000㎡あたりの平均税額

- 相続税の納税猶予を受けられます

「生産緑地に関する相談所」

開催中

時 毎月第2・4水曜日
(13:00~16:00)

所 都市計画課
(市役所4階)

※原則、農業従事者本人または、ご家族がお越しください



都市計画課 北澤将一朗

市街化区域内には、多くの農地があり、これらの農地の一部が生産緑地に指定されています。都市における農地は、心やすらぐ緑地空間や災害時の防災空間、環境の保全などの役割を果たしており、計画的に守っていく必要があります。

本市では、平成4年に初めて生産緑地の指定(約242ha)を行いました。現在では、約122haに減少しています。都市において重要な役割を持つ農地の確保に向けて、新たな生産緑地の指定や、現在の生産緑地の保全を図ってまいります。ぜひ、生産緑地の指定を受けることをご検討ください。